

自己資本比率規制に関するQ & A〔農協系統金融機関関係〕

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号)の条文番号となっています。

【 総 論 】

総論-Q 自己資本比率の計算方法において、農協法告示と銀行法告示とではどこが異なるのか。

(A)

1 銀行法告示に規定されていて、農協法告示に規定されていないもの

農協系統には海外営業拠点がないため、農協法告示には国際統一基準が規定されていません。また、特定取引勘定もないため、マーケット・リスク及びこれに関連する規定についても、農協法告示には規定されていません。

2 農協法告示に規定されていて、銀行法告示に規定されていないもの

農協系統独自の制度に関連して、「相互援助積立金」、「共済約款貸付」の取扱いが農協法告示には規定されているほか、信連から農林中金及びJAから信連、共済連又は農林中金への普通出資、後配出資、劣後ローン等については、農協法告示において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」、「少数出資金融機関等の対象普通出資等」及び「その他金融機関等の対象普通出資等」から除外されています(第47条の3-Qもあわせて参照してください。)

また、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに関して、農業信用基金協会から事業を譲り受けた者の行う保証であって、独立行政法人農林漁業信用基金の保険が付されているものについては、リスク・ウェイトを10%とすることが農協法告示には規定されています。

3 銀行法告示と農協法告示とで定義が異なるもの

オペレーショナル・リスクにかかる粗利益の定義が相互の告示で異なります。その具体的内容は、第248条-Q1を参照してください。

【 第 2 章 】

〈調整項目〉

第6条-Q 農林中金の連結子法人等として設立された特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段や Tier2 資本調達手段を信連やJAが購入した場合には、当該信連やJAの自己資本比率の算出上、どのように取り扱われるのか。

(A)

農林中金が、自己資本の充実を図るため、その連結子法人等として特別目的会社等(専ら農林中金の資本調達を目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。)を設立し、信連やJAが当該特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段や Tier2 資本調達手段を外部出資(事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)として購入し、その対価として当該特別目的会社等に支払われた発行代わり金が農林中金に劣後ローンとして貸し付けられる場合には、当該資本調達手段の購入は、当該信連やJAの自己資本比率の算出上は、これらから農林中金に対する間接的な出資とみなすことで差し支えありません。

よって、信連やJAが農林中金の連結子法人等として設立された特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段を外部出資として購入した場合には、当該信連やJAの自己資本比率の算出においては、これらの資本調達手段は第5条第3項第1号の「組合が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段」に該当することとなり、コア資本に係る調整項目の対象に含める必要はありません。

なお、これらの資本調達手段の購入は、農林中金の資本調達手段として扱われますので、農林中金に対する普通出資、後配出資及び劣後ローンと同様に、第47条の3の規定により、リスク・ウェイトは250%となります(第47条の3-Q参照)。

〈中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例〉

第39条-Q1 農事組合法人や非出資の組合に対するエクスポージャーは、中小企業等向けエクスポージャーに含まれるのか。

(A)

農協法告示においては中小企業等の定義を「法人」としていることから、中小企業と同等の規模である会社形態以外の法人(農事組合法人等)は中小企業等向けエクスポージャーに含まれません。

また、第39条第3項に規定する「中小企業等」の要件については、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の解釈と同様、同項各号に規定する資本金・出資金の要件と従業員の要件のいずれかを満たしていればよく、したがって、非出資組合に対するエクスポージャーは、業種に応じた従業員要件を満たしていれば、中小企業等向けエクスポージャーとなります。

第 39 条-Q2 一億円以下であるかどうかの判定に当たって、信用事業以外の事業に係る未収金等、システムの関係上、名寄せが困難な債権については、名寄せを行わず、一律 100%のリスク・ウェイトを適用することは可能か。

(A)

一億円以下であるかどうかの判定に当たっては、すべてのエクスポージャーの名寄せをすることが原則必要ですが、事業ごとにシステムが異なるため、信用事業に係るエクスポージャーとその他の事業に係るエクスポージャーとの名寄せが困難な場合は、システムが整備される等名寄せができるまでの間、継続的に適用することを条件として、名寄せを行わず、

- ① 信用事業に係るエクスポージャーについては、第 39 条第1項各号に規定する要件を満たすエクスポージャーについて、75%のリスク・ウェイトを適用し、
- ② 信用事業以外の事業に係るエクスポージャーについては、一律 100%のリスク・ウェイトを適用することは可能です。

なお、この場合であっても、延滞エクスポージャーに該当するものは除外されることに留意する必要があります。

第 39 条-Q3 「一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が一億円以下」であるかどうかの判定には、延滞エクスポージャーを含める必要があるか。

(A)

債務者に一件でも三月以上延滞している与信がある場合、延滞していない他の与信もすべて延滞エクスポージャーとなるため、中小企業等・個人向けエクスポージャーには該当しないこととなります。

ただし、一の債務者が複数の債務者で構成される場合で、ある債務者に対しては延滞エクスポージャーがなく、当該債務者と密接不可分な者に対して延滞エクスポージャーがあり、さらに一の債務者に対するエクスポージャーの額が一億円以下であるときには、延滞エクスポージャーのない当該債務者のエクスポージャーは中小企業等・個人向けエクスポージャーに該当する可能性があるため、小口分散基準(0.2%以下)の判定を行うこととなります。なお、一億円以下判定および小口分散基準判定の分子には延滞エクスポージャーを含め、小口分散基準判定の分母からは控除して計算します。

詳細は第 39 条-Q4の別紙 1「フローチャート図」を参照ください。

第 39 条-Q4 中小企業等・個人向けエクスポージャーを算出する際のエクスポージャーの仕分けはどのように行えばよいか。

(A)

別紙1のフローチャート図を参照してください。

なお、重要な出資のエクスポージャー、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー又は特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーに該当するものについては、第47条の2乃至第47条の4の規定に従い、同フローチャート図とは異なる取扱いが適用されることに留意が必要です。

〈延滞エクスポージャー〉

第42条-Q1 貸出金以外の経済事業の未収金についても三月以上延滞エクスポージャーに該当する場合はあるのか。

(A)

支払期日や償還日(満期日)の翌日から起算して三月以上経過したものは延滞エクスポージャーとなります。したがって、経済事業における未収金等で支払期日の翌日から起算して三月以上経過した場合には延滞エクスポージャーに該当することになります。

第42条-Q2 同一債務者に対する複数のエクスポージャーがある場合、いずれか一つのエクスポージャーのみが延滞しているときでも、当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーになるのか。

(A)

農協法告示第42条では、延滞エクスポージャーについて、「元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャー」と定義しており、延滞エクスポージャーは債務者単位となります。

したがって、同一債務者に対するエクスポージャーのうち他事業与信を含めていずれか一つのエクスポージャーのみ延滞している場合は、当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーになります。

第42条-Q3 延滞エクスポージャーの引当割合はどのように計算するのか。

(A)

延滞エクスポージャーに個別貸倒引当金が設定されている場合及び部分直接償却が行われている場合には、債務者のエクスポージャーの総額(担保や保証により保全されたエクスポージャーやオフバランスの与信相当額を含む。)に対する個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の割合となります。

延滞エクスポージャーは債務者単位であり、引当割合も債務者単位となりますので、信用事業以外の与信に対する個別貸倒引当金や部分直接償却も対象となります。

[例]

(a)現在の延滞エクスポージャー額 100(うち、(b)部分直接償却の額 5)、

(c)個別貸倒引当金の額 10 の場合

$$\text{引当割合}(\%) = \{(b)+(c)\} \div (a) = (5+10) \div 100 = 15\%$$

<信用保証協会等により保証されたエクスポージャー>

第 45 条-Q1 農業信用基金協会の保証が部分保証の場合、非保証部分のリスク・ウェイトは何%となるのか。

(A)

農業信用基金協会により保証されている部分はリスク・ウェイト 10%を適用できますが、非保証部分については債務者に応じたリスク・ウェイトが適用されます。

なお、第 39 条の要件を満たしていれば中小企業等・個人向けエクスポージャーの特例により当該非保証部分にリスク・ウェイト 75%を適用することができます。

第 45 条-Q2 農業信用基金協会により保証されたエクスポージャーは、延滞した場合でもリスク・ウェイト 10%を適用できるのか。

(A)

農業信用基金協会により保証されたエクスポージャーは、延滞した場合であっても引き続きリスク・ウェイト 10%を適用できます。ただし、同一債務者に対するエクスポージャーのうち、農業信用基金協会の保証が付されていない部分に係るエクスポージャー及び他のエクスポージャーがある場合、当該エクスポージャーについては延滞エクスポージャーとして取り扱い、引当割合に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出することになります(引当割合の算出方法については第 42 条-Q3 を参照)。

[例]

現在のエクスポージャー額 100(うち、(a)農業信用基金協会の保証分 60、(b)保証なし 30、(c)部分直接償却の額 10)、(d)個別貸倒引当金の額 10 の場合

○農業信用基金協会の保証部分(a)に係る信用リスク・アセットの額は 6(リスク・ウェイト 10%であるため。)

○非保証部分(b)の信用リスク・アセット額は 20

$$\text{(引当割合}(\%) = \{(c)+(d)\} \div \{(a)+(b)+(c)\} = (10+10) \div (60+30+10) = 20\%$$

であり、第 42 条に掲げる表に基づきリスク・ウェイトが 100%となる(個別貸倒引当金(d)については信用リスク・アセットの額は算出しなくても良く、 $\{(b)-(d)\} \times 100\% = (30-10) \times 100\% = 20$ となるため。)

第 46 条-Q 共済約款貸付は、延滞した場合でもリスク・ウェイト 0%を適用できるのか。

(A)

共済約款貸付は、延滞した場合でもリスク・ウェイト 0%を適用できます。ただし、他事業与信を含めて同一債務者に供与された他のエクスポージャーがある場合には、他のエクスポージャーは延滞エクスポージャーとして取り扱うこととなります。

第 47 条の3-Q JAの信連、共済連又は農林中金に対する普通出資、後配出資、優先出資又は劣後ローンのリスク・ウェイトは何%になるのか。また、これらはコア資本に係る調整項目の対象に含まれるのか。

(A)

JA の信連、共済連又は農林中金に対する普通出資、後配出資又は優先出資は、これらが対象資本調達手段に該当することから、第 47 条の3の規定により、リスク・ウェイトは 250%となります。ただし、平成 26 年 3 月 31 日から起算して 5 年を経過する日までの間においては、平成 26 年 3 月 31 日に保有するものであって、かつ、その保有を継続しているものに限り、リスク・ウェイトについての経過措置が適用されることとなり、具体的には、以下のリスク・ウェイトが適用されることとなります(平成 25 年改正告示(平成 25 年 3 月 8 日金融庁・農林水産省告示第 1 号)附則第 10 条第 1 項)。

平成 26 年 3 月 31 日～ 平成 27 年 3 月 30 日	平成 27 年 3 月 31 日～ 平成 29 年 3 月 30 日	平成 29 年 3 月 31 日～ 平成 31 年 3 月 30 日
100%	150%	200%

なお、これらの普通出資、後配出資又は優先出資は「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」、「少数出資金融機関等の対象普通出資等」及び「その他金融機関等の対象普通出資等」から除外されていることから、コア資本に係る調整項目の対象には含まれません(第 5 条第 3 項ないし第 5 項)。

以上の取扱い、農林中金のその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段に該当する劣後ローンについても同様の扱いとなります。

他方、信連及び農林中金の適格旧資本調達手段に相当する劣後ローンについては、リスク・ウェイトを 100%とする経過措置が設けられています(平成 25 年改正告示附則第 10 条第 2 項)。

<右記以外のエクスポージャー>

第 48 条-Q 信用事業以外の事業の与信は右記以外のエクスポージャーとしてリスク・ウェイトを一律 100%としてよいか。

(A)

信用事業以外の事業の与信についても、名寄せを行ったうえで、第 27 条から第 47 条の3までの

規定に従ったリスク・ウェイトを適用することが原則必要ですが、事業ごとにシステムが異なるため、信用事業に係るエクスポージャーとその他の事業に係るエクスポージャーとの名寄せが困難な場合は、システムが整備される等名寄せができるまでの間、継続的に適用することを条件として、名寄せを行わず、右記以外のエクスポージャーとして、一律 100%のリスク・ウェイトを適用することは可能です。

なお、この場合であっても、延滞エクスポージャーに該当するものは除外されることに留意する必要があります。

<オフ・バランス取引の与信相当額>

第 49 条-Q 農協系統においてコミットメントに該当するのどのようなものか。

(A)

告示上はスタンドバイ契約、クレジットライン契約等とされていますが、カードローンの空枠、分割実行における未実行額などもこの中に含まれます。

ただし、相手方の信用状態が悪化した場合等に自動的に取り消し可能なものについては与信相当額算出における掛け目が 0%であるため、リスク・アセットとして計上されません。

【 第 7 章 】

第 248 条-Q1 オペレーショナル・リスク相当額の算定で用いる「粗利益」の定義が農協法告示と銀行法告示とで異なっているのはどのような理由からか。

(A)

JA・信連と銀行では、「粗利益」を算定する基礎となる損益計算書の様式に相違があります。このため、計算上、同じ「粗利益」となるよう、一定の費用・収益を加減しています。

なお、総合事業体であるJAについては、農業生産関連施設等信用事業及び共済事業以外の事業に係る施設の設置に当たって補助金等を受け入れる場合がありますが、当該補助金等については、本来のJAの収益ではないため、「粗利益」の算定から除外しています。

第 248 条-Q2 JAが合併した場合のオペレーショナル・リスクはどのように算出するのか。特に、決算期が異なるJAの合併におけるオペレーショナル・リスクはどのように算出するのか。

(A)

合併した場合のオペレーショナル・リスクは、合併前のそれぞれのJAの粗利益を合算して算出します。なお、決算期が異なるJAが合併した場合の粗利益については、決算期を同一とみなし、合併前のそれぞれのJAの粗利益を合算して差し支えありません。

第 248 条-Q3 JAでは「金銭の信託運用見合費用」は勘定科目としてはないが、どのように取り扱うのか。また、信連を含めて、どのように計算するのか。

(A)

JAについても、金銭の信託を行った場合、信用事業費用のうち資金調達費用に含まれるものとして、「金銭の信託運用見合費用」を算出する必要があります。

この「金銭の信託運用見合費用」については、[金銭の信託平均残高×調達利回り]で計算することとなります。

第 248 条-Q4 信連がとりまとめている県下JAの JASTEM の手数料の経理処理について、①役務取引収益として受入れ、役務取引費用に計上する方法、②仮受金とすることにより収益・費用に計上しない方法、の2通りあり、同一の経済行為であっても経理処理の方法により異なる粗利益が算出されることになる。①の方法で処理している信連が、粗利益の計算上、県下JAの JASTEM の手数料を役務取引収益・費用から控除することは認められるか。

(A)

本来であれば、自己が役務を提供した手数料のみ役務取引収益に計上し、自己が役務の提供を受けた手数料のみ役務取引費用に計上する会計処理に統一することが望ましいのですが、会計処理を変更した場合の影響の大きさを勘案し、自己が役務を提供した手数料のみ役務取引収益に計上し、自己が役務の提供を受けた手数料のみ役務取引費用に計上する会計処理に変更するまでの間に限り、粗利益の計算上は、役務取引収益・費用から控除できることとして差し支えありません。

第 249 条-Q 粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスクを算出する場合における信用事業以外の事業の業務区分および掛け目はどのように考えればよいか。

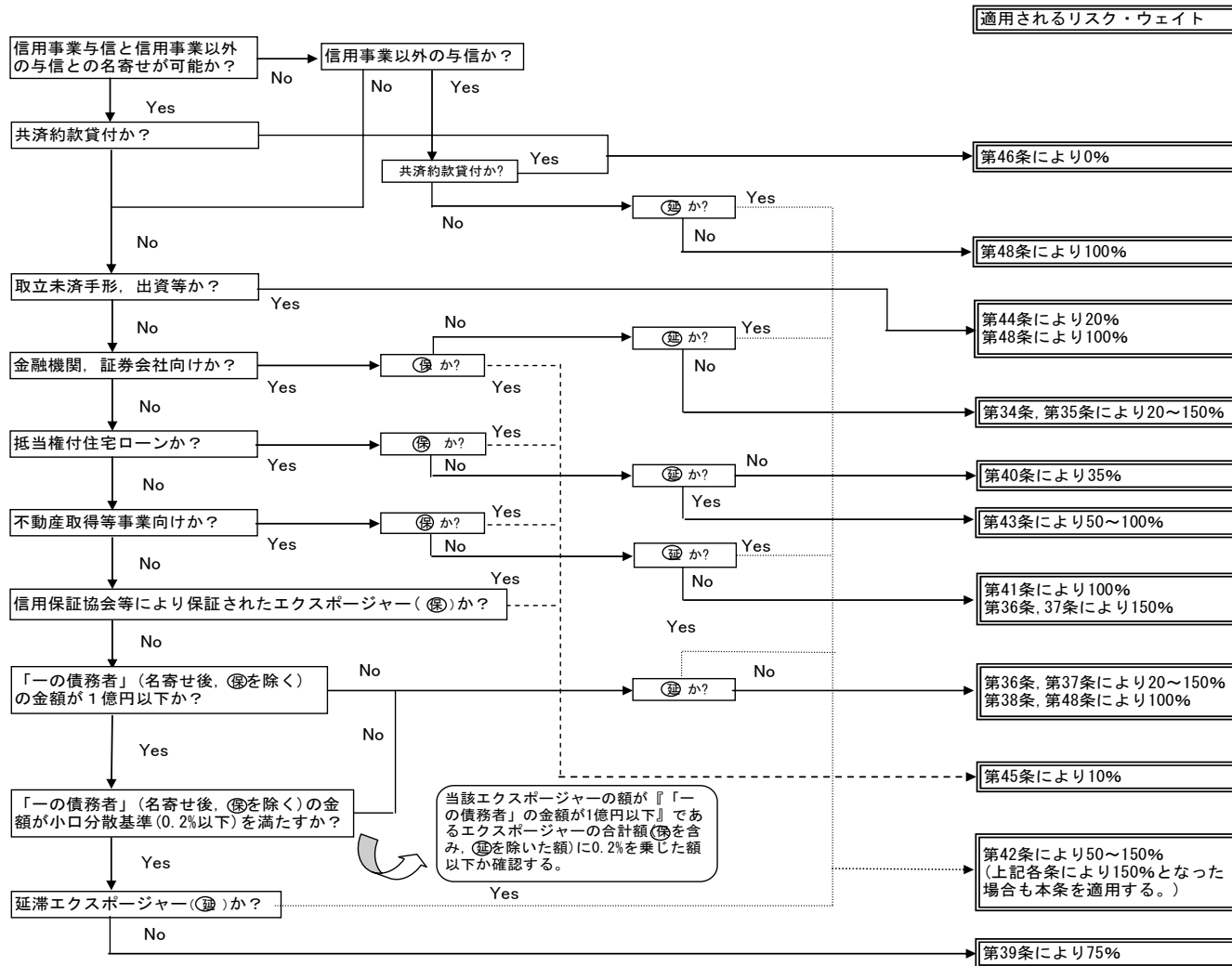
(A)

農協については、他業態と異なり、信用事業以外の事業を行っていますが、これらの業務に係るオペレーショナル・リスクについても、別表第1の業務区分の考え方に即して業務を区分し、算出することとなります。

具体的な業務区分については、別紙2のとおりとなります。

「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け

別紙 1



経済事業等の業務区分

農協が設定すべき経済事業等の業務区分及び対応する掛目は以下のとおりとする。

経済事業等の業務区分		対応する業務区分	掛目
農地信託事業		代理業務	15%
共済事業		資産運用	12%
購買事業		リテールバンキング 又は リテールブローカレッジ	12%
利用事業			
農業倉庫事業			
リテール向け(注1)	販売事業		
	加工事業		
	宅地等供給事業		
	指導事業		
	〇〇事業(注2)		
リテール以外向け	販売事業	コマーシャル・バンキング	15%
	加工事業		
	宅地等供給事業		
	指導事業		
	〇〇事業(注2)		
	先物取引等の事業(注3)	トレーディング及びセールス	18%

(注1) 各事業のうち、リテール向けに分類する業務の例は、次のとおり。

- ① 組合員等が生産した農産物等を、農協が手数料を取って受託販売する業務(全農又は経済連に販売を再委託する場合も含む。なお、組合員等から買い取った農産物等を販売する場合は、小口顧客向けに販売すればリテール向けとなるが、大口顧客向けに販売すればリテール向けとならない。)
- ② 高齢者等の生活支援(ホームヘルパー派遣など)、高齢者へのデイケアサービスを行う業務

(注2) 各農協が行う事業について、事業報告書の損益計算書に記載する事業と合わせる。

(注3) 先物取引等、オペレーショナルリスクが高いと認められる事業については、別途区分して記載し、掛目はトレーディング及びセールスの18%と合わせる。